

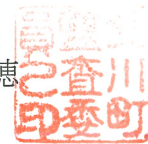


女川町監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び女川町監査基準（令和2年女川町監査委員訓令第1号）第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和2年8月17日

女川町監査委員 丸岡 美穂



女川町監査委員 佐藤 誠



監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 定期監査（財務監査）

2 監査の期日等

期 日 令和2年7月14日（火）

場 所 女川町役場 3階 委員会室2

監査委員 丸 岡 美 穂 ・ 佐 藤 誠 一

3 監査の対象

- （1） 令和元年度各種基金の運用状況について
- （2） 令和元年度町税及び各種使用料等徴収状況について

4 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

- （1） 令和元年度各種基金の運用状況について
あらかじめ各課から「基金積立運用状況表」の提出を求め、主管課から説明を受け、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。
- （2） 令和元年度町税及び各種使用料等徴収状況について
あらかじめ各課から「収入未済に関する調書」の提出を求め、主管課から説明を受け、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。

6 監査の結果

- （1） 令和元年度各種基金の運用状況について
基金に係る積立金及び運用額の処理については、正確であると認められた。
- （2） 令和元年度町税及び各種使用料等徴収状況について
全体的に、収入未済については、適切に管理されていると認められた。

（指摘事項）

- （1） 長期間に渡り現金の動きがない基金や、貸付が行われていない基金が見受けられたので、基金の要否について検討されたい。
- （2） 収入未済の徴収は、各部署で対策を講じているのは認められるが、不公平感を抱かれないような方策も検討されたい。